

意的拠出を通じて老齢・廃疾年金を増やすことの可能な事実を、労働者達は容認している。多数の被用者は、かれらが各人で達成した生活水準を、補足的年金によって退職後に保有することのできるという結論を得た。30歳未満の若い被用者は、かれらが保険をかけるのに十分な時間をもっているし、また、適切な住居と子供を育てるのに必要なニードがますます圧力を加えているという意見をもっている。

政治的・理念的分野における主要な役割は、とくに個人を対象とする宣伝活動や討議を通じて、任意制の補足的な年金保険制度がもっている利点を被用者に納得させること、任意的制度の本質について労働組合指導者達と企業の管理職者達により一層の訓練を行なうこと、保険の諸条件、および仕組みのもっている利点である。企業では、制度の宣伝活動は管理者側と労働組合の間で行なわれる日常の協力活動の重要な部分でなければならない。

*Zum Stand und zu den nächsten Aufgaben der  
Freiwilligen Zuzatzrentenversicherung,  
Sozialversicherung-Arbeitsschutz, No. 9,  
1971, pp. 2-3; No. 43, '72/73.*

## 社会保障制度の仕組みと 家族手当の発達

Z. Molnar

(ハンガリー)

本稿には、社会政策、賃金政策および人口政策に家族手当の果した役割の再評価が論述されている。

1人当たりによる家族の所得は、同一世帯で経済活動に従事する人びとの所得よりは、むしろ扶養家族の人数によって決定される。大家族を取上げる場合に、上述したことは同一労働同一賃金という社会主義者の基本原則を実現するのに否定的な影響を与える。しかし、適切な家族手当は世帯の所得に公平な幅をもたせるし、また、家族構成員の1人当たりによる平均的な所得を増やすことになる。

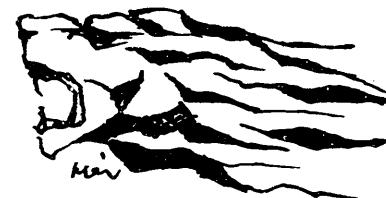
ハンガリーの人口増加率は低い。適切な住宅と併せた十分な家族手当は、人口増加を決定する重要な要素になる。近代的な家族手当は包括的でなければならぬし、子供が経済的に自立するまで継続されるべきである。従来、家族手当は全国民のうち限られた部門にだけ適用されていたが、手当は次第に拡大してきた。1960年には、家族手当は農村の人びと、農業協同組合の構成員、年金受給者および1人の子供を養育する母親のいない世帯をカバーするように拡大された。現在のハンガリーの制度は、自営業者と自由業者以外のすべての人びとに適用されている。手当の金額は所得で決定されるのではなくて、16歳（就学中には19歳）未満の子供を2人以上養育するすべての世帯に適用されている。家族手当の適用を拡大することは計画されていないが、しかし、所得についてより一層適切な分配を行なう道具として家族手当を用いるために、家族手当を従来よりもさらに利用できると感じられている。

ハンガリーの出生率は1950年の21.9から1969年の14.9に低下し、より一層積極的な人口政策の必要性が生じている。もし子供を有する世帯の経済的な立場が改善されないならば、人口増加率の大きな変化をなんら期待することができない。現行制度のもつている他の主要な欠点は、母親のいない世帯を除いて、第1子にはなんら手当が支払われないということである。各世帯の1人当たり所得は第1子の出生で低下し、もし人口増加率が促進されるべきであるならば（全世帯の31%は子供がない）、1人当たり所得の低下は家族手当によって補償されるべきであ

る。他の欠点は、たとえば学生であるが、事実上まだ独立しているわけではないのに、他の子供らが年齢の制限を超過してしまった場合に、各世帯が最後の被扶養児童に対する家族手当を失なってしまうことである。

理想的には、社会政策のある効果的な道具を作り上げるために、家族手当が子供の教育と食事に要する費用の3分の2（もしくはある妥当な最低食費の4分の3）になる場合には、家族手当は増額する必要がある。これは1月当たり約400～500フォリントになる。そのような増額は、国民所得のうち、社会政策の他の分野に支出を求められる他の需要への費用を想起しながら、徐々に採用されるべきであろう。改革に要する経費の合計は30～40億フォリントで、その費用は今後の5カ年計画で調達さるべきであろう。

Casalabipotlek-renbzserunk kialakulasa, szinvonala  
es fejleszesenek iranyai, Munkaegyi szemle, No. 6,  
1971, pp. 27 - 32; No. 59, '72/73.



以上4編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee——1967年10月——による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した。

(平石長久 社会保障研究所)